

(公 印 省 略)

令和5年5月2日

保護者各位

群馬県立渋川高等学校

学校長 関口 博士

5類感染症への移行後の学校における  
新型コロナウイルス感染症への対応について

平素より、本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に関する法律(平成10年法第114号)上の5類感染症に移行することとなりました。

つきましては、国の方針を踏まえ今後の対応については下記のとおりとさせていただきますので、保護者の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

ご家庭におかれましても引き続き、感染防止対策を徹底していただくとともに、ご子息の体調変化に一層、ご留意くださいますよう、改めてお願い申し上げます。

記

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

- ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じる。

2. 学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とすることとする。

3. 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないうこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われないうこと等を踏まえ、

- ・ 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等
- ・ 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象としない。